

現役館[®]・現役生教室・秋葉原館・藤沢館の講座を受講される場合

入塾のお申し込みの際に、以下を必ずお読みください。

現役館[®]・現役生教室・秋葉原館・藤沢館で受講期間が2カ月を超えかつ学費が5万円を超える講座を受講される場合は、「特定商取引に関する法律」が適用されます。

- 1 お申し込み講座の詳細は別冊「入塾案内」をご覧ください。
- 2 お申し込み講座の学費（入塾金、授業料および塾生サポート料の合計）および支払方法などは別冊「入塾要項」7～14ページをご覧ください。
- 3 入塾後に初めて受講する講から最終講までが受講期間となります。ただし、受験対策講座（映像）および目的別講座については、入金確認から最大15カ月が受講期間となります。
- 4 お支払いになる学費には、講座受講費のほか、教材費・システム利用料などが含まれており、学費以外にこれらの費用をいただくことはありません（学費には消費税が含まれています）。ただし、以下については別途お客様にてご負担ください。
 - ・ デジタル端末を使用する講座で、インターネットに接続できる通信機器代（タブレット・スマートフォン、パソコンなどのデジタル端末）や通信機器の充電に必要な電気代ならびに校舎外で通信機器を利用する場合の通信回線・通信環境等の設定・構築等およびそれらにかかる費用
 - ・ オンライン個別指導講座で河合塾のテキスト以外にご案内する場合の参考書・問題集などの別途購入費用（一冊千円程度）
 - ・ 塾生サポート料に含まれる対象模試以外や上限回数を超えて、模試等を受験する場合の受験費用（塾生割引料金で受験可能）
 - ・ 講習（春期講習、夏期講習、冬期・直前講習等）の受講料

5 株式会社 河合塾進学研究社が主催する校舎・教室へのお申し込みは「特定商取引に関する法律」でいうクーリング・オフの対象になります。

- 契約書面を受領された日を第1日目として8日以内であれば、契約解除の旨を記載した書面または電磁的記録により、無条件で解約ができます。
- 不実告知による誤認、また威迫による困惑があった場合、あらためてクーリング・オフができる旨の書面を受領された日を第1日目として8日以内であれば、契約解除の旨を記載した書面または電磁的記録により、無条件で解約ができます。
- お申し込みの取り消しに伴うお支払い済みの学費の取り扱いは次のとおりです。
 - ・ すでにお支払いされた学費は全額返金いたします。
 - ・ お申し込みの取り消し以前に授業の一部を受講されている場合でも、学費は請求いたしません。
 - ・ 取り消しの申し出に際して、在籍を解除する費用や、講座受講を解除する費用を請求することはありません。

- 6** クーリング・オフ期間が経過した後でも（受講途中においても）受講講座の一部または全部を取りやめることができます。その場合の取り扱いは、次のとおりです。

- 1) 受講開始日前にお申し出された場合、取りやめた講座の学費は全額返金いたします。
- 2) 受講開始後に講座の一部の取りやめをお申し出された場合、受験対策講座の授業料は、「現在受講中の講座」以降はいただきません。また、受験対策講座（映像／オンライン個別指導講座／総合型・学校推薦型選抜対策プログラム）の受講期間終了時において未受講の講数がある場合、その授業料はいただきません。
- 3) 受講開始後に全講座の取りやめ（退塾）をお申し出された場合、
 - A. 受験対策講座の授業料は、「退塾日」以降はいただきません。
 - B. 塾生サポート料は、「退塾月」の翌月以降はいただきません。
 - C. 退塾時は、在籍を解除する費用として3,300円（税込）が発生いたします。（月払いの方は、退塾月の月末に上記A～Cを含む請求額が確定し、翌月の規定日に決済されます。それ以降のお支払いはありません。一括払いの方は、契約解除料を差し引いた残額または差額を返金いたします。）ただし、目的別講座（5万円超の講座を除く）については、受講開始後の講座取りやめによる返金はいたしません。
- 4) 一定の要件を満たせば、ローン提供事業者または割賦購入斡旋業者に支払い停止の抗弁ができます。

- 7** 講座の変更により（1）授業料が増額となる場合は、差額をお支払いください。
（2）授業料が減額となる場合は、差額を返金いたします。

- 8** お預かりいたしました学費には、法的な保全措置を講じておりません。

※入塾お申し込み後にお渡しする契約書面「入塾お申込後の注意事項」もご確認ください。

※受講を希望する現役館[®]・現役生教室・秋葉原館・藤沢館の電話番号は、別冊「入塾要項」の裏表紙をご覧ください。

株式会社 河合塾進学研究社 代表取締役 小坂 清和